

## 平成 27 事務年度 金融行政方針 (FinTech 関連部分抜粋)

### 4. IT 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きは、従来見られなかったような多様な金融サービスの提供等を通じて顧客利便の向上をもたらすとともに、金融業・市場の将来的な姿を大きく変えていく可能性を有している。(中略)

金融庁としては、IT 技術の進展が将来の金融業に与える影響を、内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ前広に分析するとともに、望ましい金融規制のあり方を検討していく。

#### 具体的重点施策

##### (1) FinTech への対応

足元、すでにスマートフォンでの金融取引等の決済サービスを起点に、人工知能 (AI) による与信審査、投資アドバイスや資産運用等、FinTech を活用した動きが広がっており、金融業の「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化が見られ始めている。市場分野においても、取引所等の機能の変容等、同様の動きを展望する見方がある。

翻って現状を見ると、こうした構造変化の動きを敏感に捉え、IT ベンチャー等のノンバンク・プレーヤーと金融機関との連携・協働等の動きが見られている欧米の状況に比べ、我が国ではこのような有機的な対応が遅れている。また、我が国金融機関 (金融機関ネットワークを含む) が提供する決済サービスは、国際的に活動する企業・個人のニーズ (グローバルなキャッシュマネジメントサービス、全銀システムの仕様の国際標準化、安価な海外送金手数料等) に十分に対応出来ていないという課題もある。

金融庁としては、我が国が、FinTech の動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、海外事例の調査や内外の担い手との対話等を通じて FinTech の動向を出来る限り先取りして把握していく。その上で、利用者保護等の金融行政上の課題と両立させつつ、将来の金融業・市場の発展と顧客利便性の向上につなげていくとともに、内外の専門家の知見を積極的に活用し、技術革新が我が国経済・金融の発展につながるような環境を整備する。